

介護老人保健施設クレオ

介護予防短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団創造会が開設する介護老人保健施設クレオ（以下「当施設」という。）が実施する介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、それぞれ下記サービスを提供することを目的とする。

＜介護予防短期入所療養介護＞

介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の心身機能の改善、環境調整を通し、生活の質や利用者の意欲の向上の支援および利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とする。

＜介護予防通所リハビリテーション＞

介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、心身機能の改善等を通じて生活の質の向上や意欲を高めるような適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 介護予防短期入所療養介護および介護予防通所リハビリテーションにおいては、利用者の心身状況を把握し作成された個別のサービス計画に基づきリハビリテーション等を行い、定められた期間で生活の質の向上を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設は、「愛あふれ 心安らぐ施設を目指して」を理念とする。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 9 サービス提供にあたっては、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに発生防止の体制に努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

(当施設は介護保険サービスと介護予防サービスと共用する)

- (1) 施設名 介護老人保健施設 クレオ

- (2) 開設年月日 平成 19 年 3 月 1 日
- (3) 所在地 千葉県我孫子市我孫子 1 8 5 5 - 4
- (4) 電話番号 0 4 - 7 1 7 9 - 7 7 0 0 FAX 番号 0 4 - 7 1 7 9 - 7 7 0 1
- (5) 管理者名 渡邊 禮次郎

(従業者の職種、員数)

第 5 条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。
(介護予防サービスに係る人員と介護保険サービスに係る人員は兼務となる)

	(介護保健施設サービス) (短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)	(通所リハビリテーション) (介護予防通所リハビリテーション)
(1) 管理者	1 人	
(2) 医師	管理者と兼務 以上	
(3) 薬剤師	0. 4 人以上	
(4) 看護職員	9. 5 2 人以上	
(5) 介護職員	2 3. 8 0 人以上	4 人以上
(6) 支援相談員	1 人以上	
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 人以上	0. 4 人以上
(8) 管理栄養士	1 人以上	
(9) 介護支援専門員	1 人以上	
(10) 事務員	1 人以上	

(従業者の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為、を行なうほか利用者の施設サービス計画および通所リハビリテーション計画、介護予防サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画、介護予防サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、介護保険証の確認・利用料金の請求・会計、介護保険請求業務等の事務全般を行う。

(入所定員)

第 7 条 当施設の入所定員は、従来型個室部分 1 0 0 名とする。

- 2 短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。
- 3 通所リハビリテーションの利用定員数は、4 0 人とする。
介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、通所リハビリテーションの定員数より当該日の通所リハビリテーション利用者数を差し引いた数とする。

(サービス内容)

第8条 <介護予防短期入所療養介護>

従来型個室部分については居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行い、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成され介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、栄養管理とする。

- ② リハビリテーション強化：医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が作成した計画書をもとに生活機能の維持・向上を目指す。
- ③ 認知専門棟の設置：日常生活に支障を来す様な症状・行動・又は、意志疎通の困難さが見られることから介護を必要とする方に個別的な介護を行う。
- ④ 送迎の実施：利用者の心身の状態、家族等の事情等を考慮し送迎を行う。
- ⑤ 事業所間との連携：他の指定短期療養介護事業者や指定居宅介護支援事業者等と連携を持ち、利用者の心身の状況・生活環境を把握しながら利用希望に対応する。また、計画の実施結果等を報告する。

2 <介護予防通所リハビリテーション>

介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及び介護予防リハビリテーション実施計画書に基づいて理学療法、作業療法及び言語療法、その他必要なリハビリテーションを実施する。

- ② 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- ③ 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事の提供をする。
- ④ 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、栄養相談等を実施し、栄養改善を図る。
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、早期から集中的にリハビリテーションを実施し機能改善・維持を図る。
- ⑥ 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、口腔清掃等の口腔機能向上に関わる指導等を実施する。
- ⑦ 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- ⑧ 他の指定短期療養介護事業者や指定居宅介護支援事業者等と連携を持ち、利用者の心身の状況・生活環境を把握しながら利用希望に対応する。また、計画の実施結果等を報告する。

(営業日及び営業時間)

第9条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前10時から午後4時までを営業時間とする。
ただし、祝祭日、7月1日、年末年始(12月30日から1月3日)は除く。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

介護予防短期入所療養介護においては、我孫子市・柏市の区域とする。

- 2 介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施区域は、我孫子市・柏市の区域とする。

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利

利用者の自己負担額についても、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(身体拘束等)

第12条 当施設、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師が様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のために措置に関する事項)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡の発生が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、所定の時間内とする。
- ・ 消灯時間は、原則として午後9時とする。
- ・ 外出・外泊は、所定の手続きにより利用者から施設へ届け出るものとする。
- ・ 飲酒は施設が行事等で提供するのみ以外は禁止する。喫煙は、指定の場所のみとする。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用にあたっては、利用者からの申し出によるものとし、冷蔵庫・テレビ等に当たっては実費利用とする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限度とし、トラブルに繋がると判断されるもの等は持ち込み禁止とする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則的には利用者本人が行う。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、施設へ届け出るものとする。
- ・ 宗教活動は、利用者自身の信仰の範囲とし、周囲へ影響を及ぼすような行為は禁止する。
- ・ ペットの室内への持ち込みは、原則禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第18条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第20条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 創造会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 当施設職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染所の予防及び蔓延の防止のために指針整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に行う。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（感染症対策）

第23条 当施設において感染症または食中毒が発生し、蔓延防止のための措置を講ずる。

- 2 感染症対策委員会を設置する。感染対策委員会は定期的【1回／月】に開催し、その内容を介護職員およびその他の従業者に周知徹底する。
- 3 感染症対策指針を作成する。
- 4 介護職員その他の従業者に対し、感染症または食中毒の予防および蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的に行う。
- 5 上記のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順（平成17年2月22日通知の内容）に沿った対応を行う。

（介護事故発生の防止等）

第24条 当施設におけるサービス提供中の事故が発生または再発することを防止するための措置を講ずる。

- 2 事故が発生した場合の対応および発生防止のための指針を作成する。
- 3 安全対策委員会を設置し、発生した事故および事故に至る危険性がある事態を分析、講じた改善案を従業者に周知徹底する。
- 4 事故発生防止に関する研修会を定期的に行う。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第25条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 協力医療機関は次のとおりとする

一 協力病院名	医療法人社団 創造会 平和台病院
診療科目	内科・心療内科・精神科・神経内科・呼吸器科・消化器科・胃腸科・循環器科 リウマチ科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・心臓血管外科 小児外科・皮膚科・泌尿器科・肛門科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・気管食道科・リハビリ科・放射線科・麻酔科
所在地	千葉県我孫子市布佐834-28

- 二 協力歯科医療機関名 みどり歯科

- 4 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっても業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団創造会介護老人保健施設クレオの運営会議において検討のうえ医療法人社団創造会 理事会の承認を得て定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 19 年 3 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成 21 年 5 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成 25 年 2 月 22 日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

付 則

この運営規程は、令和 4 年 6 月 1 日より施行する。